

仮の措置の申立てに対する決定

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2024-018

申立人:X

申立人代理人:弁護士 山本 衛

同 紙尾 浩道

被申立人:公益社団法人日本クレー射撃協会 (Y)

被申立人代理人:弁護士 栗山 陽一郎

同 大畠 雅明

2025（令和7）年4月3日付け仮の措置の申立て（以下「本件申立て」という。）に対し、
本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人の意見を聞いた上、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第49条第1項に基づき次のとおり決定する。

主文

本件申立てを却下する。

理由

1. 事案の概要

本件は、被申立人が、遅くとも2025年1月1日までになした、申立人を2024年度の男子スキート競技における強化指定選手として取扱わない旨の決定（以下「申立人主張決定」という。）の取消し、及び、被申立人は申立人を2024年度特別強化チーム男子スキート種目における強化指定選手として取り扱え、との仲裁判断を求めていた申立てを本案として、申立人が、規則第49条第1項に基づき、申立人主張決定の効力につき、本案についての仲裁判断の時まで仮にこれを停止することを求めていた事案である。

2. 仮の措置に関する判断基準について

規則第49条第1項は、仮の措置を発するための要件として「仲裁のために特に必要があると認めるとき」と定めるのみでその判断基準についての規定はない。これに関し、
本件のように国内競技団体が行った決定の効力を仮に停止するよう求めた事案において、
日本スポーツ仲裁機構における過去の判断では、「スポーツ仲裁の制度は、競技団体の決

定に不服がある競技者等が申立人となって当該競技団体の決定の取消しを求めることが想定されているのであるから（規則第2条第1項参照）、判断対象となる競技団体の決定は、申立人に様々な不利益を被らせる性質を持つものであることが想定されている。そうすると、申立人は、本案の審理の結果によっては競技団体の決定が取り消される可能性があるにもかかわらず、決定の効力によって不利益を被っている状態が一定期間続くこととなる。スポーツ仲裁規則に定められる仮の措置は、このような不利益から一時的に申立人を解放するために定められているものと解される。法律において同様の制度趣旨を探る規定としては、行政訴訟における執行停止の制度がある（行政事件訴訟法第25条第2項以下参照）。行政処分の執行停止申立は、行政処分によって不利益を受け、この取消しを求める当事者が、処分によって受ける不利益から一時的に解放されるための制度であるから、本件においてもその考え方を参考にすべきである。執行停止の要件は、行政処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき（同2項）、及び、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと（同第4項）、本案について理由がないとはいえないこと（同第4項）、である。こうした規定をも参考して検討するに、スポーツ仲裁規則第49条第1項が定める『仲裁のために特に必要があると認めるとき』とは、競技団体の決定によって受ける不利益の重大性や緊急性、仮の措置によって生じる弊害、本案についての見込み等を踏まえ、仲裁パネルが特に必要があると判断した場合をいうものと解すべきである。』との判断基準が示されている（JSAA-AP-2024-009）。

本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えることから、本件においては、上記判断基準に基づき判断する。

3. 申立人主張決定が規則第2条第1項の「決定」に該当するかについて

規則第2条第1項は、スポーツ仲裁（規則による仲裁）の対象を、「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定（競技中になされる審判の決定は除く。）」に対する不服申立てに限定している。したがって、規則第49条第1項に基づく仮の措置についても、競技団体の「決定」があることが前提となる。

かかる「決定」の該当性は、競技団体の行為の形式・名称・手続によって判断されるべきではなく、その実質において判断されるべきで、その判断においては、競技者等の法的地位又は地位に実質的な影響を及ぼすものであるか否かという基準が用いられるべきであり（JSAA-AP-2022-014等（JSAA-AP-2022-013、JSAA-AP-2022-004、JSAA-AP-2020-003、JSAA-AP-2019-007））、「決定」には、名宛人となる競技者等の地位に影響を与える競技団体又はその機関の意思表示をも含むものと解すべきである（JSAA-AP-2020-003等（JSAA-AP-2019-007））。

申立人は、2024（令和6）年12月10日付ご連絡（甲5。以下「本件連絡書」という。）にて、申立人が同年10月20日に提出した強化指定選手を辞退する旨の辞退届（甲4）

(以下「本件辞退届」という。)の無効を主張したところ、遅くとも、本件連絡書を送付してから相当期間経過後の2025年1月1日には、被申立人は申立人を男子スキー競技における強化指定選手として取り扱わない旨の決定をしており、当該決定(申立人主張決定)が本仲裁の対象となる決定であると主張する。

これに対し、被申立人は、本件辞退届を被申立人が受領した後、強化指定選手辞退に伴う手続を進めたものの、申立人に不利益を与える意思決定を行っておらず、申立人に対して被申立人としての意思表示も行っていないこと、何らかの地位を辞退することは、承認を得る必要のない単独行為であるから、申立人が本件辞退届を提出した時点で、申立人は強化指定選手としての地位を放棄することにより失ったものであること、申立人の主張においては、具体的な被申立人内部の決定機関及び決定を行った時期に関する特定を欠いており、被申立人のいずれの具体的言動をもって「決定」と主張するのかが不明であることから、本仲裁の対象となる決定は存在しないと主張する。

確かに、申立人は被申立人に対し、強化指定選手を辞退する旨の辞退届を提出しており、これにより、被申立人の承認等の意思表示なくして、申立人は強化指定選手の地位を失っているといえる。しかし、申立人は、本件辞退届を提出した後、本件辞退届を提出した状況に鑑み、被申立人理事からの強要によって真意に基づかず本件辞退届を提出したものであって、本件辞退届が無効であると考え、被申立人に対し、2024年12月10日、本件連絡書にて本件辞退届の無効を主張し、本件連絡書到達以降、申立人を強化指定選手として取り扱うよう申し入れを行っている(甲5)。これに対し、被申立人は、申立人に対し、2025(令和7)年2月7日付け回答書(甲6。以下「本件回答書」という。)において、「当協会(注:被申立人)は、ご連絡書(注:本件連絡書)を受けて、事実関係を確認いたしましたが、申立人が当協会宛てに提出した令和6年10月20日付け「強化指定辞退届」(以下「本件辞退届」といいます。)の有効性に疑義が生じる事実関係は認められませんでした。したがって、当協会としましては、引き続き本件辞退届を有効として取扱いますので、現時点において申立人を強化指定選手として取扱うことはできません。」と回答している(以下「本件回答」という。)。このように、本件回答は、申立人が本件辞退届が無効であり強化指定選手として取り扱うよう求めていることに対して、本件辞退届を有効とし強化指定選手として取り扱うことができないと通知しているものであって、申立人の地位に実質的な影響を及ぼす被申立人の意思表示であるといえる。

なお、申立人において、本仲裁の対象となる決定は、遅くとも2025年1月1日までになした、申立人を男子スキー競技における強化指定選手として取扱わない旨の決定(申立人主張決定)であると主張しているところ、本件回答は同年2月17日付であるため申立人主張決定とは異なり、本仲裁の対象となる決定ではないとの疑問も生じる。しかしながら、本件回答は、被申立人の申立人に対する意思表示にすぎず、その前提として被申立人の意思決定が存在していたことは明らかである。前提となる被申立人の意思決定がなされた時期は明確ではないものの、本件辞退届が無効であると主張した本件連絡書

の主張内容を被申立人として排斥するとした内容であることは明らかであり、申立人が主張している申立人主張決定と内容は同一である。したがって、本件回答が同年2月17日付であることをもって申立人主張決定と異なるものと解することはできず、その実質においては、申立人主張決定と本件回答とは、同一のものであるといえる。

したがって、本件回答によって被申立人が行った意思決定が表示されている以上、申立人主張決定は、規則第2条第1項の「決定」に当たるとの主張は成り立つ。

4. 仮の措置を命ぜる必要性

(1) 申立人主張決定によって受ける申立人が被る不利益について

申立人主張決定によって、申立人は2024年度の強化指定選手として取り扱われないことになる。2024年度の強化指定選手の地位を有する期間は、2024年7月1日から2025年10月18日までである（被申立人主張書面（5）2頁）ため、申立人は、申立人主張決定があり、同決定が本件回答によって伝えられた2025年2月17日から同年10月18日まで、2024年度の強化指定選手として取り扱われることになる。

強化指定選手の地位を有する者は、以下の点で優遇される（被申立人主張書面（2）2頁）。

①国際大会への派遣の際、被申立人から、交通費及び宿泊費等の派遣費用の負担並びに大会及び現地での練習で使用する銃弾の提供を受けられる。なお、強化指定選手の権利として当然に国際大会に出場できるわけではなく、いかなる国際大会に何人の強化指定選手を派遣するかは被申立人の裁量に委ねられている。

②被申立人が実施する国内合宿に参加することができる。国内合宿に参加すると、射撃の練習時に、被申立人のナショナルコーチの指導を無償で受けることができる。また、被申立人から、合宿場所までの交通費及び宿泊費等の合宿費用の負担並びに合宿で使用する銃弾の提供を受けられる。

③強化指定選手から要望があった場合に、被申立人の予算を踏まえて、関東近郊での個人練習に限り、被申立人のナショナルコーチを派遣して、無償で指導する機会の提供を受けられる。

この他、強化指定選手でなくとも国内大会や、2025年度強化指定選手の選考会へは何ら制約を受けることなく出場することができ、上記選考会出場時においては強化指定選手が他の選手に比して何らか優遇されることはない。また、2024年度に強化指定選手であることは、2026年の愛知・名古屋アジア競技大会及び2028年のロサンゼルスオリンピックへの出場資格及び選手選考に影響を与えるものでもない（以上、被申立人主張書面（1）3頁）。

この点、申立人は、強化指定選手は、大会が行われる射撃場での合宿が組まれるなどの優遇を受けており、事実上、大会に備えて調整が可能になっていると述べる。しかし、強化合宿は、国内で実施される全ての大会毎に実施されるものではなく、大会直前に行

うという決まりはなく、また、大会前に大会と同じ射撃場で強化合宿を開催できるものではない（被申立人主張書面（5））。また、強化合宿を開催する場合でも射撃場全体を貸し切るわけではなく、強化指定選手でなくとも、誰でも、射撃場の射台を予約すれば、強化合宿期間であっても、同じ射撃場で練習することができる（同上）。そのため、申立人が主張する上記の点は、強化指定選手が受けられる優遇には当たらないと解るべきである。

以上を前提に、申立人主張決定によって受ける申立人が被る不利益の重大性及び緊急性について検討する。申立人主張決定を受けたことによって、申立人は、2025年3月5日～7日に行われた強化合宿に参加することができなかつた（なお、本件辞退届を提出した後の、2024年11月6日～8日の強化合宿、同年12月11日～13日の強化合宿及び2025年1月22日～14日の強化合宿にも参加していない）。また、大会直前に強化合宿が開催されるという前年の例によれば、2025年3月以降、同年10月までに2、3回程度の強化合宿の開催が見込まれており、申立人はこれらの強化合宿に参加することができない。したがって、上記②に関する事項として、2025年3月以降同年10月までに2、3回程度開催予定の強化合宿に参加できないことによって、申立人は、被申立人のナショナルコーチの指導を無償で受けることができず、また、被申立人から、合宿場所までの交通費及び宿泊費等の合宿費用の負担並びに合宿で使用する銃弾の提供を受けられない不利益を被っている。

しかしながら、上記の申立人が被る不利益については、ナショナルコーチの指導を無償で受けられないという点を除き、いずれも事後的に金銭賠償によって回復可能と思われ、現在の証拠関係からは重大な不利益ではないと判断せざるを得ず、緊急性も認められない。

他方で、ナショナルコーチの指導を無償で受けられないという不利益については、被申立人において指導技術や能力が高いと評価されているコーチの指導を受けられないということであり、選手である申立人にとっては、選手としての成長の機会を奪われるものであつて、重要な利益の侵害であり、事後的に金銭賠償によって回復可能なものではないことから、重大な不利益とも考えられ、緊急性も認められる余地があり得る。しかしながら、申立人は、強化指定選手であった当時、ナショナルヘッドコーチとの面談において、射撃の練習においては被申立人のナショナルコーチによる指導はしないで欲しい旨を明確に述べており、そのため、申立人は国内合宿に参加した際も、射撃練習時にナショナルコーチから指導を受けたことはない（被申立人主張書面（2）3頁）。したがって、上記の申立人がナショナルコーチの指導を無償で受けられないという不利益は、将来にわたっても具体的に生じる可能性が極めて低く、抽象的な不利益に過ぎない。

したがって、上記②に関する事項について、事後的に金銭賠償によって回復可能と思われ、現在の証拠関係からは重大な不利益ではないと判断せざるを得ず、緊急性も認められない。

その他上記①について検討すると、2025年6月、同年7月、同年10月に国際大会の開催が予定されているところ、申立人が上記国際大会に派遣されれば被申立人から派遣費用の負担を受けられたり、銃弾の提供を受けられたりする可能性がある。しかし、これらは、いずれも事後的に金銭賠償によって回復可能と思われ、現在の証拠関係からは重大な不利益ではないと判断せざるを得ない。また、そもそも、強化指定選手の権利として当然に国際大会に出場できるわけではなく、いかなる国際大会に何人の強化指定選手を派遣するかは被申立人の裁量に委ねられていることからすると、申立人主張決定によって申立人が被る不利益として、国際大会に出場できないことを検討する余地はない。

また、上記③について検討すると、申立人は、A県在住であることや、前記のとおり、被申立人のナショナルコーチによる指導はしないで欲しい旨を明確に述べており、強化指定選手であった当時もナショナルコーチから指導を受けたことはないことから（被申立人主張書面（2）3頁）、申立人がナショナルコーチの指導を無償で受けられないという不利益は、将来にわたっても具体的に生じる可能性が極めて低く、抽象的な不利益に過ぎない。したがって、上記③に関する事項について、申立人が被る不利益は重大であるとはいはず、緊急性も認められない。

以上のとおり、申立人主張決定によって受ける申立人が被る不利益について重大性も緊急性も認めることはできない。

（2）小括

よって、その他の要件について判断するまでもなく、本件申立ては、規則第49条第1項が定める「仲裁のために特に必要があると認めるとき」には当たらない。

5. 結語

以上述べたとおり、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2025年8月4日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 須綱 隆夫

仲裁人 安藤 尚徳

仲裁人 川添 丈

仲裁地：東京